全国学校法人立
専門学校協会 会報
2017 Vol.34
平成29年9月15日発行
全国学校法人立専門学校協会　〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25（私学会館別館）☎03-3230-4814　発行責任者／小林光俊

平成30年度 専修学校関係予算概算要求

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育の人材養成機能の向上

（ ）は29年度予算額

○ 専修学校による地域産業中核的人材養成事業　22億円（ 17億円）

分野に応じた中長期的な人材育成に向けた協議体制の構築等を進めるとともに、これからの時代に対応した教育プログラム等の開発や社会人の学び直しの推進、効果的な産学連携教育の実施のためのガイドラインの作成等を進める。

〈事業での取組〉

◇産学連携体制の整備

専修学校と産業界・行政機関等を構成員とする協議会において、各分野や各地域における人材育成の在り方を検討し、各専修学校における教育内容の改編・充実につなげるとともに、持続可能な協議体制の整備を促す。

・地域版人材育成協議会の設置　32か所
・全国版人材育成協議会の設置　16か所　　等

◇教育プログラム等の開発

それぞれの専修学校が、機動的な産学連携体制を土台としつつ、これからの時代に求められる多面的・重層的な諸課題に的確に対応し、教育実践を進めていくことを支援するため、以下の教育プログラム等を開発する。

・Society5.0等対応カリキュラムの開発・実証【新規】　32か所
・地域課題解決実践カリキュラムの開発・実証【新規】　32か所
・eラーニングの積極活用等による学び直し講座開設等　20か所
・「学びのセーフティネット」機能の充実・強化【新規】　9か所

◇産学連携手法（専修学校版デュアル教育）の開発

専修学校においてこれからの時代に求められるアクティブ・ラーニングの在り方を見据え、学習と実践を組み合わせて行う効果的な教育手法を開発し、学校・産業界双方のガイドラインとして作成・共有化することにより、質保証・向上を図りつつ、実効的・組織的な産学協同による教育体制を構築する。

・専修学校版デュアル教育システムの開発　25か所

○ 専修学校グローバル化対応推進支援事業　3億円（ 3億円）

諸外国における日本の専修学校の広報・優秀な外国人留学生の掘り起こし、日本語教育支援や修学支援、留学生の在籍管理、卒業後の国内への定着支援など、各地域における関係機関・団体との連携によるモデル体制の構築を進める。

〈主な取組〉

・戦略的推進のためのターゲット国・分野特定
・諸外国における専修学校の広報・周知・留学生掘り起こし
・非漢字圏の留学生の日本語指導と専修学校との接続
・国内企業とのマッチング・定着支援
・教職員・企業担当者の受入対応能力向上のための研修　等

○ 国費外国人留学生制度　8億円（ 8億円）

専修学校教育の質保証・向上

○ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進　1億円（ 2億円）

専修学校における研修プログラム開発や研修体制づくり等による教育体制の充実を図るとともに、先進モデルの開発等による職業実践専門課程の充実に向けた取組の推進等を通じて、職業教育の充実及び専修学校の質保証・向上を図る。

○ 専修学校と地域の連携深化による職業教育魅力発信力強化事業【新規】　1億円（ ── ）

◇社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進

専修学校が担う職業教育に関する理解を促進するため、中学校・高等学校における進路指導や、専修学校と企業等との連携など、ターゲットを意識した効果的な情報集約・情報発信のあり方について、各関係者や有識者等で構成する検討会議において議論を行い情報発信戦略等を取りまとめるとともに、本戦略等を踏まえた効果的な情報発信手法を検討する。

◇専修学校と各地域の連携による「職業体感型教育」等の効果検証

情報発信手法の一つとして、各ステークスホルダー別、各地域特性別に専修学校と各教育機関や企業等が連携した「職業体感教育」（職業体験講座の提供、出前授業）等を実施した際の効果や連携に当たっての留意点を整理する。

学びのセーフティネットの保障

○ 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業　2億円（ 2億円）

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、実証的な研究として経済的支援及びその効果検証等を行う。

○ 私立学校施設設備費補助金　10億円（ 3億円）

【補助対象】・教育装置や学内LAN装置の整備
・学校施設や非構造部材の耐震化工事、アスベスト対策、ユニバーサルデザイン化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備、太陽光発電導入工事、エコ改修工事

○ 私立大学等研究設備整備費等補助金　2億円（ 2億円）

【補助対象】・情報処理関係設備の整備

合　　計　50億円（ 36億円）

〈東日本大震災や熊本地震からの復興関係〉

○被災児童生徒就学支援等事業　※東日本大震災復興特別会計　66億円の内数
○被災児童生徒就学支援等事業（熊本地震対応分）　5億円の内数

※上記のほか、高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業等の中に、専修学校生を対象とした予算が含まれている。
※計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

29年度定例総会

職業実践専門課程の充実・発展に専門職大学等独自の設置基準の策定を

平成29年度の事業計画などを決めた本協会の定例総会＝写真上＝と、あいさつする小林光俊会長

本協会の定例総会が6月22日、東京・千代田区九段北のアルカディア市ヶ谷で開かれました。

中西義裕副会長の開式の言葉に続いて、小林光俊会長があいさつ。「大学制度の中に専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、今後は新しい大学で学ぶ学生にとって、どのような設置基準になるのかが最も大きな課題となる」とした上で、「国際的に認められる職業教育の高等教育機関としての専門職大学、そして職業実践専門課程が両輪となって職業教育を活性化していくことが大切だ」と述べました。

続いて、文部科学省生涯学習政策局の白鳥綱重専修学校教育振興室長があいさつを兼ねて行政報告を行いました。白鳥室長は「これからの専修学校教育振興のあり方検討会議」の報告のポイントを説明したほか、平成29年度専修学校関係予算や職業実践専門課程の認定状況などについて詳しく説明しました。

このあとあいさつを兼ねて、日本学生支援機構の大木高仁理事が奨学金事業の新制度となる給付型奨学金制度の創設や、新たな所得連動変換型奨学金制度について述べました。

総会では、第一号議案・平成28年度事業報告、第二号議案・平成28年度決算報告並びに監査報告が上程され、いずれも原案通り承認されました。

続いて、第三号議案・平成29年度事業計画案について関口正雄総務運営委員長が説明しました。今年度の基本方針は、①「専門職大学」及び「専門職短期大学」独自の設置基準等の策定の実現、制度創設後の広報・周知の充実②専門学校制度の充実・改善に必要な方策の実現、「職業実践専門課程」の普及・検証及び質的な充実の推進を掲げ、2つの大きな基本方針のもと、職業教育の充実・発展に資する全国的な運動を展開していくことになりました。

具体的に①については、大学体系の固定観念にとらわれず、理論と実践の架橋により強化される実践的な職業教育の機能を十二分に発揮でき、社会人の学び直しや国民の学習ニーズに確実に応え得る実効性のある制度となるよう、高等職業教育独自の設置基準等の策定を目指す、としています。

また②については、立法府への幅広く細やかな働きかけや行政府との連携を強化し、専門学校教育への国民的理解・支援を得て、職業教育機関、生涯学習機関、社会人の学び直し等の支援機関としての機能強化や役割分担などの振興方策を着実に実現するほか、特に文部科学大臣認定の「職業実践専門課程」の充実及び発展に向けた取り組みを強力に推進していくことになりました。

「職業実践専門課程」については、認定制度の周知・啓発活動の継続、全専各連が作成した「指針」のさらなる充実に向けた内容の見直しを行うとともに、認定基準の改善点について、文部科学省と協議を重ね、「指針」にフィードバックしていくとしています。また実践的職業教育の質保証に係る事案の検証も行うことになりました。

このほか、厚生労働省への対応として、職業実践専門課程が社会人の学び直しに活用されるよう、専門実践教育訓練制度の指定要件等の弾力化や学び直しの支援策の充実、地方創生と一億総活躍社会実現等に向けた取り組みにも積極的に参画することなども事業計画に盛り込まれました。

総会では、第三号議案が承認されたあと、これに伴う第四号議案・平成29年度収支予算案も全会一致で承認され、本協会の平成29年度定例総会は滞りなく閉会しました。

文部科学省後援
J検
「創る」「使う」「伝える」
情報検定

情報活用試験
＜平成29年度後期＞ペーパー方式
試験日　平成29年12月17日(日)
出願期間　手書願書―9月1日～11月6日（願書必着日）
電子願書―9月1日～11月15日（　〃　）
実施級／受験料　1級……4,500円
2級……4,000円
3級……3,000円

CBT
J検全試験全科目でCBT方式を導入。
個人受験にも対応。詳しくはWebで。

情報システム試験
システムエンジニア認定
プログラマ認定
＜平成29年度後期＞ペーパー方式
試験日　平成30年2月11日(日)
出願期間　手書願書―11月1日～12月18日（願書必着日）
電子願書―11月1日～平成30年1月9日（〃）
実施級／受験料　基本スキル……3,500円
システムデザインスキル……3,000円
プログラミングスキル……3,000円

情報デザイン試験
CBTのみ
詳細はJ検HPを参照下さい。
実施級／受験料　初級……4,000円
上級……4,500円
※ペーパー方式は団体出願のみ実施となります。
※CBT方式は「併願受験」をサポートするプランも実施中です。（団体のみ対象）

詳細はホームページをご覧ください
事務取扱先　(一財)職業教育・キャリア教育財団　検定試験センター
TEL.03-5275-6336
〒102-0073　東京都千代田区九段北4-2-25
J検ホームページ http://jken.sgec.or.jp/

私たちは、学生生徒災害傷害保険を通じて
「情報検定（J検）」を応援しています。
TOKIO MARINE NICHIDO　東京海上日動
MS&AD 三井住友海上
損保ジャパン日本興亜

3　前項の措置は、当該専門職大学以外の者が備える運動施設であって次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。

一　様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもって利用できること。

二　校舎から至近の位置に立地していること。

三　学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。

（校地の面積）

第四十六条　専門職大学における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積とする。

2　前項の規定にかかわらず、専門職大学は、その場所に立地することが教育上特に必要であり、かつ、やむを得ない事由により所要の土地を取得することが困難であるため前項に規定する面積を確保することができないと認められる場合において、教育に支障のない限度において、当該面積を減ずることができる。

3　第一項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

4　昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

（校舎の面積）

第四十七条　校舎の面積は、一個の学部のみを置く専門職大学にあっては、別表第二イの表に定める面積（共同学科を置く場合にあっては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第六十四条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く専門職大学にあっては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第二ロの表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあっては、第六十四条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

（実務実習に必要な施設）

第五十条　専門職大学は、実験・実習室及び附属施設のほか、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保するものとする。

別表第一（第三十五条関係）

イ　学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数				二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数			
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	160－319	8	320－600	10	100－199	5	200－400	6
教育学・保育学関係	160－319	8	320－600	10	100－199	5	200－400	6
法学関係	200－399	12	400－800	14	200－399	8	400－600	10
経済学関係	200－399	12	400－800	14	200－399	8	400－600	10
社会学・社会福祉学関係	200－399	12	400－800	14	200－399	8	400－600	10
理学関係	100－199	12	200－400	14	80－159	7	160－320	8
工学関係	100－199	12	200－400	14	80－159	7	160－320	8
農学関係	100－199	12	200－400	14	80－159	7	160－320	8
薬学関係	100－199	12	200－400	14	80－159	7	160－240	8
家政関係	100－199	8	200－400	10	80－159	5	160－240	6
美術関係	100－199	8	200－400	10	80－159	5	160－240	6
音楽関係	100－199	8	200－400	10	80－159	5	160－240	6
体育関係	100－199	10	200－400	12	80－159	7	160－320	8
保健衛生学関係（看護学関係）	100－199	10	200－400	12	－	－	－	－
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	100－199	12	200－400	14	80－159	7	160－320	8

備考（省略）

ロ　専門職大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数

専門職大学全体の収容定員	400人	800人
専任教員数	7	12

備考（省略）

別表第二（第四十七条関係）

イ　基準校舎面積

収容定員／学部の種類	100人までの場合の面積（㎡）	200人までの場合の面積（㎡）	400人までの場合の面積（㎡）	800人までの場合の面積（㎡）	801人以上の場合の面積（㎡）
文学関係	2314	(収容定員－100)×330÷100＋2314	(収容定員－200)×661÷200＋2644	(収容定員－400)×1653÷400＋3305	(収容定員－800)×1322÷400＋4958
教育学・保育学関係	2314	(収容定員－100)×330÷100＋2314	(収容定員－200)×661÷200＋2644	(収容定員－400)×1653÷400＋3305	(収容定員－800)×1322÷400＋4958
法学関係	2314	(収容定員－100)×330÷100＋2314	(収容定員－200)×661÷200＋2644	(収容定員－400)×1653÷400＋3305	(収容定員－800)×1322÷400＋4958
経済学関係	2314	(収容定員－100)×330÷100＋2314	(収容定員－200)×661÷200＋2644	(収容定員－400)×1653÷400＋3305	(収容定員－800)×1322÷400＋4958
社会学・社会福祉学関係	2314	(収容定員－100)×330÷100＋2314	(収容定員－200)×661÷200＋2644	(収容定員－400)×1653÷400＋3305	(収容定員－800)×1322÷400＋4958
理学関係	4049	(収容定員－100)×579÷100＋4049	(収容定員－200)×1157÷200＋4628	(収容定員－400)×3140÷400＋5785	(収容定員－800)×3140÷400＋8925
工学関係	4628	(収容定員－100)×661÷100＋4628	(収容定員－200)×1322÷200＋5289	(収容定員－400)×4628÷400＋6611	(収容定員－800)×4628÷400＋11239
農学関係	4396	(収容定員－100)×628÷100＋4396	(収容定員－200)×1256÷200＋5024	(収容定員－400)×4629÷400＋6280	(収容定員－800)×4629÷400＋10909
薬学関係	4049	(収容定員－100)×579÷100＋4049	(収容定員－200)×1157÷200＋4628	(収容定員－400)×1983÷400＋5785	(収容定員－800)×1983÷400＋7768
家政関係	3470	(収容定員－100)×496÷100＋3470	(収容定員－200)×992÷200＋3966	(収容定員－400)×1984÷400＋4958	(収容定員－800)×1984÷400＋6942
美術関係	3355	(収容定員－100)×479÷100＋3355	(収容定員－200)×959÷200＋3834	(収容定員－400)×3140÷400＋4793	(収容定員－800)×3140÷400＋7933
音楽関係	3009	(収容定員－100)×429÷100＋3009	(収容定員－200)×859÷200＋3438	(収容定員－400)×2975÷400＋4297	(収容定員－800)×2975÷400＋7272
体育関係	3009	(収容定員－100)×429÷100＋3009	(収容定員－200)×859÷200＋3438	(収容定員－400)×1983÷400＋4297	(収容定員－800)×1983÷400＋6280
保健衛生学関係（看護学関係）	3470	(収容定員－100)×496÷100＋3470	(収容定員－200)×992÷200＋3966	(収容定員－400)×1984÷400＋4958	(収容定員－800)×1984÷400＋6942
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	4049	(収容定員－100)×579÷100＋4049	(収容定員－200)×1157÷200＋4628	(収容定員－400)×3140÷400＋5785	(収容定員－800)×3140÷400＋8925

備考（省略）

ロ　加算校舎面積

収容定員／学部の種類	100人までの場合の面積（㎡）	200人までの場合の面積（㎡）	400人までの場合の面積（㎡）	600人までの場合の面積（㎡）	800人までの場合の面積（㎡）	1000人までの場合の面積（㎡）	1200人までの場合の面積（㎡）	1400人までの場合の面積（㎡）	1600人までの場合の面積（㎡）	1800人までの場合の面積（㎡）	2000人までの場合の面積（㎡）
文学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
教育学・保育学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
法学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
経済学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
社会学・社会福祉学関係	1505	1719	2148	2975	3801	4462	5123	5785	6446	7107	7768
理学関係	2777	3173	3966	5612	7107	8760	10147	11734	13221	14708	16195
工学関係	3355	3834	4793	7107	9421	11735	14049	16363	18677	20991	23305
農学関係	3140	3636	4628	6942	9258	11570	13884	16198	18512	20826	23140
薬学関係	2891	3305	4132	5123	6115	7107	8099	9091	10083	11075	12067
家政関係	2198	2512	3140	4132	5123	6115	7107	8099	9091	10083	11075
美術関係	2314	2644	3305	4958	6611	8099	9586	11073	12560	14047	15534
音楽関係	2198	2512	3140	4628	6280	7603	9090	10577	12064	13551	15038
体育関係	2429	2776	3471	4462	5454	6446	7768	9090	10412	11734	13056
保健衛生学関係（看護学関係）	2198	2512	3140	4132	5123	6115	7107	8099	9091	10083	11075
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	2777	3173	3966	5619	7107	8760	10147	11734	13221	14708	16195

備考（省略）

専門職大学設置基準

※紙面の都合により、専門職短期大学の設置基準は省略します。

文部科学省は9月8日、専門職大学及び専門職短期大学（以下専門職大学等）の設置基準（文部科学省令）を官報で公示しました。新大学はITや観光などの成長が見込まれる特定の職業に特化した教育を産業界と連携して行うもので、教育課程は四年制、修了者には「学士（専門職）」の学位が授与されます。大学制度に新たな高等教育機関が加わるのは、短大創設以来実に55年ぶりのことです。専門職大学等設置基準の制定により、文科省は新大学の事前相談会を開いたあと、10月には申請受付をスタート、いよいよ平成31年4月開学に向けた動きが本格化します。

専門職大学等の設置基準は、既存の大学・短期大学設置基準の水準を踏まえて、その趣旨を取り入れるとともに、高度かつ実践的な職業教育を行う機関として現行の大学設置基準と異なる内容の規定も設けられています。また改正学校教育法で採決された衆・参議院の付帯決議や、中央教育審議会の答申内容を反映した内容となっています。

現行の大学設置基準と大きく異なる条文は次の通りです。

（入学者選抜）

第三条　入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。

2　専門職大学は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜を行うよう努めるものとする。

（教育課程の編成方針）

第十条　専門職大学は、当該専門職大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を、産業界及び地域社会と連携しつつ、自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2　教育課程の編成に当たっては、専門職大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授し、専門性が求められる職業を担うための実践的な能力及び当該職業の分野において創造的な役割を担うための応用的な能力を展開させるとともに、豊かな人間性及び職業倫理を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3　専門職大学は、専攻に係る職業を取り巻く状況を踏まえて必要な授業科目を開発し、当該職業の動向に即した教育課程の編成を行うとともに、当該状況の変化に対応し、授業科目の内容、教育課程の構成等について、不断の見直しを行うものとする。

4　前項の規定による授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しは、次条に規定する教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

（教育課程連携協議会）

第十一条　専門職大学は、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設けるものとする。

2　教育課程連携協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一　学長が指名する教員その他の職員

二　当該専門職大学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの

三　地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

四　臨地実務実習（第二十九条第一項第四号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において当該専門職大学と協力する事業者

五　当該専門職大学の教員その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの

3　教育課程連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

一　産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

二　産業界及び地域社会との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

（専門職大学の授業科目）

第十三条　専門職大学は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一　基礎科目（生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

二　職業専門科目（専攻に係る特定の職業において必要とされる理論的かつ実践的な能力及び当該職業の分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目をいう。）

三　展開科目（専攻に係る特定の職業の分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業の分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目をいう。）

四　総合科目（修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目をいう。）

（授業を行う学生数）

第十七条　専門職大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、四十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（入学前の既修得単位等の認定）

第二十六条　専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十八条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職大学に入学した後の当該専門職大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　専門職大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職大学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、専門職大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3　専門職大学は、学生が当該専門職大学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（当該専門職大学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、当該実践的な能力の修得を、当該専門職大学における授業科目の履修とみなし、三十単位を超えない範囲で専門職大学の定めるところにより、単位を与えることができる。

4　前三項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学において修得した単位以外のものについては、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該専門職大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

（卒業の要件）

第二十九条　専門職大学の卒業の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　専門職大学に四年以上在学すること。

二　百二十四単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ二十単位以上、職業専門科目に係る六十単位以上並びに総合科目に係る四単位以上を含む。）を修得すること。

三　実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る四十単位以上を修得すること。

四　前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習による授業科目であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）に係る二十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、五単位を超えない範囲で、連携実務演習等（企業その他の事業者と連携して開設する演習、実験、実習又は実技による授業科目のうち、当該事業者の実務に係る課題に取り組むもの（臨地実務実習を除く。）であって、文部科学大臣が別に定めるところにより開設されるものをいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができること。

2　前項の規定により卒業の要件として修得すべき百二十四単位のうち、第十八条第二項の授業の方法により修得する単位数は六十単位を超えないものとする。

（前期課程の修了要件）

第三十条　専門職大学の前期課程のうち修業年限が二年のものの修了要件は、次の各号にいずれにも該当することとする。

一　専門職大学の前期課程に二年以上在学すること。

二　六十二単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十単位以上、職業専門科目に係る三十単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。）を修得すること。

三　実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る二十単位以上を修得すること。

四　前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、二単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

2　専門職大学の前期課程のうち修業年限が三年のものの修了要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　専門職大学の前期課程に三年以上在学すること。

二　九十三単位以上（基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ十五単位以上、職業専門科目に係る四十五単位以上並びに総合科目に係る二単位以上を含む。）を修得すること。

三　実験、実習又は実技による授業科目（やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認める場合には、演習、実験、実習又は実技による授業科目）に係る三十単位以上を修得すること。

四　前号の授業科目に係る単位に臨地実務実習に係る十五単位が含まれること。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、教育効果を十分にあげることができると認められる場合には、三単位を超えない範囲で、連携実務演習等をもってこれに代えることができること。

3　夜間において授業を行う学部その他授業を行う時間について教育上特別の配慮を必要とする学部に係る修業年限が三年の専門職大学の前期課程の修了要件は、第二項の規定にかかわらず、専門職大学に三年以上在学し、第一項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれにも該当することとすることができる。

（専任教員数）

第三十五条　専門職大学における専任教員の数は、別表第一イにより当該専門職大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあっては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第六十二条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第一ロにより専門職大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十六条　前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2　実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二　博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三　企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3　第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

（運動場、体育館その他のスポーツ施設）

第四十四条　専門職大学は、原則として体育館その他のスポーツ施設を備えるとともに、なるべく運動場を設けるものとする。

2　前項の規定にかかわらず、専門職大学は、やむを得ない特別の事情があるときは、体育館その他のスポーツ施設を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該専門職大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、体育館その他のスポーツ施設を設けないことができる。

文部科学省／29年度学校基本調査（速報）

高卒者の8割、高等教育機関へ

服飾・家政分野の学生2年連続増加

文部科学省は8月3日、平成29年度の学校基本調査（速報値）を発表しました。それによると、今春の専門学校への現役進学率は16・2％で、前年度より0・2ポイント低下しました。過年度卒を含む専門学校進学率は22・4％で、前年度より0・1ポイントの上昇でした。専門学校や大学など高等教育機関への進学率（過年度卒含む）は80・6％（前年度より0・6ポイント上昇）で過去最高となりました。

専門学校の在籍者は前年度より331人減って58万8719人。これを分野別にみると①医療分野（19万7384人）②文化・教養分野（11万9047人）③工業分野（8万1128人）④衛生分野（7万8588人）⑤商業実務分野（6万5429人）⑥教育・社会福祉分野（3万4088人）⑦服飾・家政分野（1万5758人）⑧農業分野（5027人）の順となっています。

前年度より増えた分野は▽工業分野（2468人増）▽文化・教養分野（2275人増）▽商業実務分野（888人増）▽服飾・家政分野（720人増）で、減少した分野は▽医療分野（2696人減）▽教育・社会福祉分野（2531人減）▽衛生分野（1401人減）▽農業分野（54人減）でした。服飾分野は2年連続の増加となりました。

特に増えた学科をみると工業分野の情報処理（1266人増）、文化・教養分野の外国語（1112人増）、工業分野の土木・建築（998人増）、商業実務分野の商業（924人増）、文化・教養分野の法律・行政（862人増）などとなっています。

一方、減少が著しいのは医療分野の理学・作業療法（1104人減）、教育・社会福祉分野の介護福祉（1048人減）、医療分野の柔道整復（817人減）、工業分野の自動車整備（688人減）などです。

一方、今春の大学進学率（過年度卒含む）は前年度より0・6ポイント上昇して52・6％となり、過去最高を記録しました。また現役の進学率は49・4％で、前年より0・2ポイントアップして過去最高となりました。大学・短大への現役進学率は54・7％で前年度と同じです。

大学（学部）の在学生数は258万28884人で過去最多。女子の占める割合も44・8％で過去最高となりました。大学への入学者は62万9736人（前年度比1万1313人増）で、3年連続の増加です。

また短大への入学者は5万6432人（前年度比1793人減）で、進学率は4・8％となり、平成6年度の13・8％をピークに減り続けています。

さらに今春の大学卒業者の就職率は76・1％で前年度から1・4ポイント上昇しました。一時的な職に就いた人は全体の1・6％に当たる約9176人で、前年度より0・2ポイントの低下です。進学も就職もしていない人の割合は7・8％に当たる約4万4152人で、前年度より0・9ポイント低下でした。

この調査は、学校教育行政に必要な全国の学校数や学生・生徒数、卒業後の進路など基本的事項を把握する目的で、文部科学省（文部省）が昭和23年度より毎年実施しています。

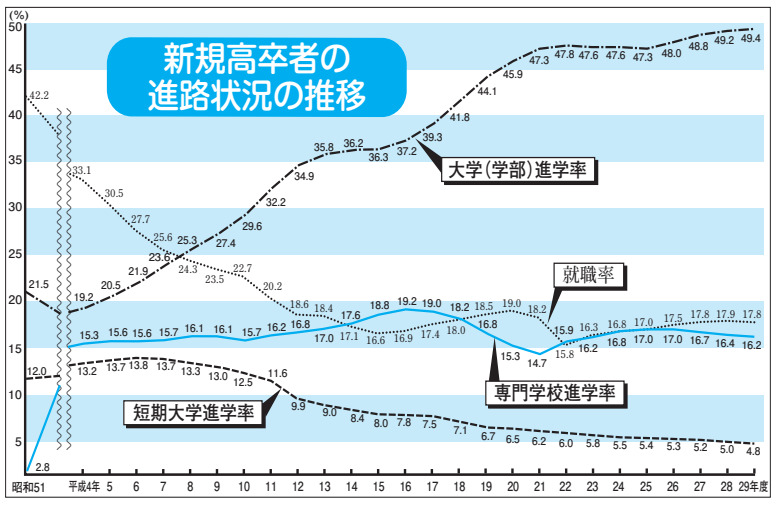

専門学校の分野別学生数

（　）内は前年比の増減。▼は減を示す

		計		男	女
計		588,719	（▼ 331）	251,955	336,764
工業分野	計	81,128	（ 2,468）	68,900	12,228
	測量	438	（▼ 25）	415	23
	土木・建築	13,480	（ 998）	10,628	2,852
	電気・電子	2,216	（▼ 276）	2,178	38
	無線・通信	412	（▼ 93）	274	138
	自動車整備	17,832	（▼ 688）	17,308	524
	機械	860	（ 125）	823	37
	電子計算機	3,256	（ 29）	2,833	423
	情報処理	26,158	（ 1,266）	21,910	4,248
	その他	16,476	（ 1,132）	12,531	3,945
農業分野	計	5,027	（▼ 54）	3,496	1,531
	農業	3,300	（ 42）	2,356	944
	園芸	795	（▼ 55）	490	305
	その他	932	（▼ 41）	650	282
医療分野	計	197,384	（▼ 2,696）	62,121	135,263
	看護	97,268	（ 214）	13,816	83,452
	准看護	1,262	（▼ 7）	878	384
	歯科衛生	18,734	（ 167）	27	18,707
	歯科技工	1,845	（▼ 145）	944	901
	臨床検査	3,833	（▼ 50）	1,436	2,397
	診療放射線	2,999	（ 9）	1,777	1,222
	はり・きゅう・あんま	10,812	（ 48）	6,093	4,719
	柔道整復	13,331	（▼ 817）	10,058	3,273
	理学・作業療法	34,824	（▼ 1,104）	20,551	14,273
	その他	12,476	（▼ 1,011）	6,541	5,935
衛生分野	計	70,858	（▼ 1,401）	22,408	48,450
	栄養	5,821	（▼ 362）	1,072	4,749
	調理	14,353	（▼ 135）	8,338	6,015
	理容	1,106	（▼ 27）	674	432
	美容	33,160	（▼ 257）	9,389	23,771
	製菓・製パン	11,098	（▼ 596）	2,573	8,525
	その他	5,320	（▼ 24）	362	4,958
教育・社会福祉分野	計	34,088	（▼ 2,531）	9,493	24,595
	保母養成	14,406	（▼ 302）	2,500	11,906
	教員養成	5,713	（▼ 548）	1,011	4,702
	介護福祉	9,170	（▼ 1,046）	3,943	5,227
	社会福祉	3,451	（▼ 418）	1,451	2,000
	その他	1,348	（▼ 217）	588	760
商業実務分野	計	65,429	（ 888）	26,913	38,516
	商業	6,307	（ 924）	3,237	3,070
	経理・簿記	9,613	（ 173）	5,374	4,239
	タイピスト	4	（ 4）	2	2
	秘書	541	（▼ 36）	34	507
	経営	2,818	（▼ 203）	1,666	1,152
	旅行	15,367	（ 967）	5,410	9,957
	情報	8,043	（▼ 618）	5,423	2,620
	ビジネス	14,476	（▼ 701）	1,730	12,746
	その他	8,260	（ 378）	4,037	4,223
服飾・家政分野	計	15,758	（ 720）	3,650	12,108
	家政	503	（ 274）	119	384
	家庭	0	（ 0）	0	0
	和洋裁	10,364	（ 66）	2,190	8,174
	料理	329	（ 30）	67	262
	編物・手芸	373	（ 24）	0	373
	ファッションビジネス	4,027	（ 373）	1,267	2,760
	その他	162	（▼ 47）	7	155
文化・教養分野	計	119,047	（ 2,275）	54,974	64,073
	音楽	12,382	（▼ 171）	5,223	7,159
	美術	2,287	（▼ 102）	864	1,423
	デザイン	19,259	（▼ 795）	7,485	11,774
	茶華道	88	（▼ 7）	16	72
	外国語	11,079	（ 1,112）	3,936	7,143
	演劇・映画	6,310	（▼ 288）	2,587	3,723
	写真	838	（ 14）	367	471
	通訳・ガイド	4,082	（ 81）	1,119	2,963
	受験・補習	0	（ 0）	0	0
	動物	12,485	（▼ 125）	2,507	9,978
	法律行政	16,461	（ 862）	12,567	3,894
	スポーツ	9,437	（▼ 153）	6,389	3,048
	その他	24,339	（ 1,847）	11,914	12,425

専門学校の分野別学生数の推移

	総数	工業	農業	医療	衛生	教育・社会福祉	商業実務	服飾・家政	文化・教養
51年	90,619	12,449	23	15,510	2,392	5,332	6,198	45,278	3,437
52年	268,990	45,384	331	58,934	14,467	18,862	17,845	88,740	24,427
53年	310,800	53,138	388	73,996	19,803	22,503	22,481	88,689	29,802
54年	321,379	56,620	386	80,652	21,713	20,209	27,703	79,928	34,168
55年	337,864	62,718	382	86,654	23,816	19,295	34,742	69,694	40,563
56年	356,479	66,598	417	94,848	29,072	19,725	39,242	64,839	41,738
57年	361,937	72,363	441	97,968	27,773	18,142	43,364	58,920	42,966
58年	385,911	85,635	432	102,102	30,331	16,917	49,264	55,416	45,814
59年	404,153	92,295	428	104,979	30,129	16,640	55,253	52,631	51,798
60年	398,821	92,141	431	105,353	29,382	15,229	56,039	49,233	51,013
61年	434,489	103,767	494	110,877	33,026	16,302	62,236	49,282	58,505
62年	483,220	124,496	515	113,349	36,498	17,522	75,970	48,631	66,239
63年	521,574	142,353	815	115,135	36,781	18,506	88,460	47,407	72,117
元年	559,046	158,441	1,266	116,327	34,164	22,388	100,505	46,466	79,489
2年	611,503	177,753	1,418	119,913	32,791	24,538	122,761	45,124	87,205
3年	658,150	194,977	1,768	124,585	32,984	28,032	139,181	41,652	94,971
4年	691,343	202,916	2,007	133,487	33,609	29,536	146,267	40,295	103,226
5年	701,649	192,203	2,427	140,238	37,215	35,028	151,663	37,889	104,986
6年	684,790	171,570	2,852	150,300	43,130	40,197	140,465	35,685	100,591
7年	664,562	159,012	2,959	159,360	46,603	45,174	124,083	33,115	94,256
8年	659,057	156,203	2,765	165,954	49,197	50,903	110,581	31,393	92,061
9年	652,072	155,167	2,711	166,411	49,907	54,890	98,419	30,890	93,677
10年	634,379	145,581	2,735	171,006	48,680	54,664	85,878	31,247	94,588
11年	635,369	133,921	3,682	171,386	63,732	56,715	76,287	33,360	96,286
12年	637,308	130,207	3,458	175,913	67,908	60,864	67,662	33,512	97,784
13年	642,893	126,112	3,298	179,719	71,712	62,645	67,641	32,495	99,271
14年	659,780	122,883	3,370	185,899	76,882	62,419	69,745	30,352	108,230
15年	685,350	122,810	2,333	192,990	82,493	64,664	72,283	29,254	118,523
16年	697,212	118,963	2,402	201,403	85,946	67,573	71,691	27,192	122,042
17年	695,608	111,882	2,705	207,754	86,730	67,564	70,930	25,333	122,710
18年	667,188	101,957	3,096	208,523	84,804	61,790	65,659	23,067	118,292
19年	627,397	90,707	3,393	203,249	80,747	52,124	61,781	21,568	113,828
20年	582,864	82,572	3,498	196,980	72,789	40,378	57,558	20,963	108,126
21年	552,711	76,420	3,667	192,616	66,836	34,438	55,009	18,910	104,815
22年	564,640	75,570	4,390	194,439	70,048	38,101	58,248	17,420	106,424
23年	574,152	76,831	4,926	197,381	72,393	41,073	60,710	16,161	104,677
24年	578,119	75,381	4,928	202,023	73,745	40,314	59,593	16,475	105,660
25年	587,330	76,088	4,906	204,919	75,356	41,996	58,506	16,074	109,485
26年	588,888	76,934	4,971	204,320	75,006	41,506	58,249	15,204	112,698
27年	588,183	77,482	4,991	202,723	73,396	39,632	61,333	14,792	113,834
28年	589,050	78,660	5,081	200,080	72,259	36,619	64,541	15,038	116,772
29年	588,719	81,128	5,027	197,384	70,858	34,088	65,429	15,758	119,047

ビジネス能力検定　日検
JOBpass ジョブパス
文部科学省後援
ビジネス能力検定 ジョブパス
(http://bken.sgec.or.jp/)
2015年10月から従来のペーパー方式(全国一斉)に加えて
新たに2級、3級にもCBT方式を導入しました。(1級はCBT方式のみ)
(検定試験の最新情報は、B検ホームページにてご確認ください)

●2級・3級
■後期試験／平成29年12月3日(日)
■出願期間／9月1日(金)～10月20日(金)
■実施級・受験料／2級(4,200円)、3級(3,000円)
【想定試験者と評価内容】
〈2級〉就職活動のスタートを間近に捉えた学生、専門学校生等から社会人1、2年目程度。●3級の知識を前提とし、企業の役割や責任と権限などを理解するとともに、効率的な業務の進め方、問題解決のための基本的なコミュニケーション、情報活用の技法を評価する。〈3級〉就職活動を視野に捉えた、高校3年生、大学・専門学校等●入学者自らの職業観や勤労観といった概念の形成を前提にビジネス常識および、基礎的なコミュニケーション、情報の利活用など、将来、職業人として適応するために身につけておくべき知識を評価する。

●1級（CBT方式）
■後期試験／平成30年2月3日(土)～2月11日(日)
(上記期間内から選択可。ただし会場設営状況による。詳細はホームページをご覧ください)
■出願期間／団体受験：12月4日(月)～試験日の2週間前まで
／個人受験：12月4日(月)～試験日の3週間前まで
■実施級・受験料／1級(8,500円)
【想定試験者と評価内容】
就職活動を展開中の大学生・専門学校生から入社1年目から3年目程度の社会人●2級の知識、技法を前提とし、問題解決を円滑に推進するために必要となる論理的な思考、情報発信と表現技法、および基礎的なマネジメント技法を実践的に評価する。

事務取扱先
(一財)職業教育・キャリア教育財団　検定試験センター
TEL.03-5275-6336
〒102-0073　東京都千代田区九段北4-2-25
B検ホームページ http://bken.sgec.or.jp/

私たちは、学生生徒災害傷害保険を通じて
「ビジネス能力検定ジョブパス」を応援しています。
TOKIO MARINE NICHIDO　東京海上日動
MS&AD 三井住友海上
損保ジャパン日本興亜